

上越市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 3 1 号

上越市財務規則の一部を改正する規則

上越市財務規則（昭和 4 6 年上越市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 4 条の 4」を「第 9 4 条の 3」に改める。

第 2 条第 1 9 号中「督促手数料、」を削る。

第 2 2 条第 2 項を削る。

第 3 1 条第 2 項第 7 号中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料並びに電気、ガス及び水の供給を受ける契約に基づき支払をするもの」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(12) 1 件 5 万円以下の経費で財政課長が指定するもの

(13) 別表第 2 の 1 8 の項に定める負担金補助及び交付金のうち、支出負担行為として整理する時期が、請求のあったときに該当するもの

(14) 前各号に準ずるものとして財政課長が指定するもの

第 3 1 条第 3 項中「執行理由、数量、単価等」を削り、「予算現額」を「予算現況」に改める。

第 3 4 条の見出し中「執行伺」を「執行伺等」に改め、同条第 1 項中「及び経費執行伺」を「、経費執行伺及び支出負担行為」に、「合議し、かつ、会計課長及び会計管理者に協議」を「合議」に改め、同項ただし書中「及び会計管理者の協議」を削り、同条第 2 項中「執行伺は」を「執行伺及び支出負担行為は」に改め、「及び協議」を削り、同項第 2 号中「経費執行伺」の次に「及び支出負担行為」を加え、同号オ中「1 0 0 万円」を「5 0 0 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 支出負担行為については、会計管理者及び会計課長との協議を行うものとし、前 2 項の規定を準用する。この場合において、「財務部長」とあるのは「会計管理者」と、「財政課長」とあるのは「会計課長」と、「合議」とあるのは「協議」と読み替えるものとする。

第 3 6 条中「合議し、会計課長及び会計管理者に協議」を「合議」に改める。

第 6 1 条第 1 項中「、直ちに収入票を作成し」を削り、同条第 2 項中「直ちにこれに基づき収入票及び収支日計表を作成して」を「これに基づき収入処理を行い、」に改め、「当該収入票に」及び「添えて」を削り、同条第 3 項中「収入票及び領収証書又は収入票」を「領収証書」に改める。

第67条の2第1項中「施行令第173条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第77条、第77条の2及び第78条の2（見出しを含む。）中「支出命令票」を「支出命令書」に改める。

第79条中「支出取消命令通知書」を「支出命令取消通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（手続の特例）

第79条の2 収支命令職員は、第31条第2項第1号から第12号までに掲げる経費を支出しようとするときは、第34条に規定する支出負担行為及び第77条に規定する支出命令を合わせて手続を行うことができる。

第82条第2項中「会計管理者は、」を削り、「又は」の次に「会計管理者からの通知若しくは」を加え、同条第3項及び第4項を削る。

第89条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第92条の2第1項中「施行令第173条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第94条の2中「振替整理し」を「振替命令を発し」に改める。

第94条の4を削る。

第107条第1項中「及び第94条の精算命令」を「、第94条の精算命令及び第94条の2の振替命令」に改める。

第270条第1号中「収入票及び」を削る。

別表第2中「第33条関係」を「第31条、第33条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。